

福祉教育に関する一考察

田路 慧 内田 節子

はじめに

つい先頃まで福祉福祉とやかましく叫ばれ、福祉がブームのようになったかと思うと、今では福祉見なおしが当然の如く叫ばれ、日本人の福祉観の底の浅さ、貧弱さを露呈している。また車椅子による海外旅行記などによれば、障害者に対する接し方が欧米人と日本人とは全然違うようである。どうも日本人は障害者に冷く思いやりのないようである。例えば老人ホームや養護学校などの施設建設に反対する住民運動がそこで起ったり、車椅子に乗った人のバス乗車拒否や障害者に対する浴場での入浴拒否等、障害者への偏見や差別の根強さを示す事件をしばしば見聞する。また社会事業家の中でも、福祉事業に対する一般人の偏見や無理解を強調する人が多い。

このような状況ではどんなに福祉制度や施設が整備されても、真の福祉は実現しないであろう。むしろ社会保障や年金など制度や施設が充実されればされるほど、妬みや偏見反感が強くなる面もある。福祉を真に発展させる基本的な前提は、福祉を真に理解し、その発展を願い努めんとする「心」にあると言えよう。そしてこのような「人の心」を養い育てるのが教育の基本的な使命であろう。特に福祉の啓蒙時代とも言える現代の日本社会にあっては、学校教育の果す役割は大きい。そこで学校教育において福祉に関する教育がどのように行われているかを検討し、さらにその今後のあり方を考察することとした。

まず現在学校教育の中心的な教材である教科書の実態を調査検討し、考察する。福祉には社会保障や種々の社会的サービスなどの外的側面（狭義の社会福祉）と基本的人権の理解や人間観、人生観、福祉観、福祉思想の理解といった内的側面が考えられるが、それらが教科書の中でどのように取り扱われているか検討した。

我が国における福祉教育については、すでに少数ながら貴重な分析や検討がなされ発表されてきているが、

なかでも一番ヶ瀬康子氏及び村上尚三郎氏は継続的に取り組まれ、すぐれた考察や提言をなされている。^①そして両氏も、他の研究者も学校教育場面における福祉教育の重要性、特に教科書のもつ意義を強調するとともに、現状での不十分さ、貧弱さ、福祉への理解の浅さをすどく指摘している。また日本学術会議は昭和49年「社会福祉の研究・教育体制等について」時の総理大臣に対して勧告を行い、その中で小・中・高校段階での福祉教育の重要性を強調し、教科書分析を通じてその「極めて不十分であること」を指摘し、「一層の考慮が払われる必要があること」を提言している。われわれの研究はこれらの提言がその後どのように生かされ改善に資されてきたかを検討したものである。分析の対象としたのは学習指導要領と岡山県教育センター資料室に展示された昭和51年から54年度までの小・中・高校の教科書である。

(1)

まず小学校の教科書について述べたい。やはり福祉に直接関わりをもつ項目や内容が出てくるのは社会科である。小学校学習指導要領（昭和43年改訂版）の社会編では第3学年の目標の(3)に「市（町・村）の人々の健康を守ったり、災害に対処する活動が、いろいろなかたちで、しかも組織的に行なわれている様子を理解させ、地域の生活では住民全体の福祉ということが大切な問題であることを考えさせる。」とあり、さらに第5学年の「内容」(5)の(ア)には「各種公害問題、環境汚染の問題」の指示があり、さらに第6学年の内容(1)では「国民の安全で幸福な生活を確保し、その発展や向上をはかるために大切な国の政治のはたらきを、日常生活や人々の願いと結びつけて具体的に理解させる。」と指示されている。かかる内容から見る限り「社会」そのものが広義の福祉教育をめざすものと言えるであろう。

教科書は指導要領に準拠し文部省の検定を受けて作

成出版される関係上、その内容はどれも似たりよったりであるが、編者、執筆者によって重点の置き方、取り上げ方にかなりの差がある。それは彼等の福祉観の差によって生ずるものであろう。ここでは比較的具体例が多く、なかなかつっこんだ問題提起をしているG社の「小学校社会」を例に挙げたい。三年下では住民の願いと、その願いを実現するための署名運動、対市、対市議会交渉などの住民運動の実際が児童公園建設、公害防止などの具体例を挙げてかなり詳細に述べられている。四年上では「県民の生活と県」の節で老人医療費の負担やからだの不自由な人のくらしを助けたり、公害を防止したり、保健や衛生の仕事をすることが県の役目とされ、さらに尼崎の例を挙げ大気汚染による公害病と「公害をなくする会」の活動が取り上げられている。公害問題の記述は相当あり、四年下、五年上・下、六年上でも相当詳しく取り上げられている。六年上の「日本の政治」では世界人権宣言や憲法第25条の一部が引用され、住民が生命を守り自由で豊かな生活を営むためにはなによりも権利を自覚し、それを守り発展させるため努力することが重要であると強調している。また日本国憲法の項では基本的人権の主なもの説明され、その中の生存権は「人々がすべての生活面で、社会福祉や社会保障、公衆衛生などの向上を国に求める権利です。」と述べ、その例として朝日訴訟が取り上げられ、その中に生活扶助、医療扶助という言葉とその説明が出ている。さらに民族差別や被差別部落の問題が提示され、自他共に基本的人権を自覚守るよう努力し、「おかされた場合は見すごすことなくおかしたものに反対し、許さないという考え方を広げていくことがたいせつです。」と述べられている。

また「これからの政治」の節では「身障者福祉のまちづくり」の項があり、「政治というものはわたしたちみんなが参加してするものです。」ということ強調し、例として仙台市の車椅子で外出できる街作りの住民運動が取り上げられている。「日本の課題」の項では、当面する社会問題が取り上げられ、その中で「老人の生活や、病気の老人、重症障害者、公害病患者の医療なども大きな問題となっています。こうした問題を解決することは、国民の生活をいっそうしあわせにすることです。」と述べられ、国民一人ひとりの関心と理解と努力の重要性が強調されている。

以上が最もよくできていると思われる教科書であるが、他はだいたいただ項目や事柄を並べただけのものや、表面的にただそういう問題にふれただけといったものが多い。しかし公害問題と住民運動についてはど

の教科書も詳しい。それは指導要領の指摘によるところが大きいと思われる。やはり編者や執筆者の福祉観、関心と熱意の程度、問題意識の問題に帰すると言えよう。また社会福祉に関する章や節を特に設けた教科書がなかったのは残念ではあるが、現在の教科書でも、よい教科書を選べば、あるいは教師の取り扱い方如何ではかなりの福祉教育ができるのではないかと思われる。教師の福祉観と問題意識が問われることになる。

(2)

次に中学校教科書について述べたい。まず中学校学習指導要領(昭和44年改訂版)を見ると、福祉に関する事柄はやはり「社会」の公民的分野、「保健体育」及び「技術・家庭」の項目のなかに提示されている。公民的分野では、その目標の(1)に個人の尊厳と人権の尊重の意義の理解、(2)では家族、地域社会、国家その他の社会集団と個人の幸福との深い関係について、(5)では社会的事象を確実な資料に基づいて正確に把握し、公正に判断する能力や態度を養うことが指示されている。「保健体育」では、保健分野の内容において、公害と健康、精神の障害(精神薄弱)、国民の保健制度、保健医療に関する社会保障、公衆衛生等が挙げられている。また「技術・家庭」では、「女子向き」第3学年の内容の保育の項において、幼児の成長発達に影響を及ぼす家族関係や家庭生活、社会環境について考えさせるよう指示されている。

次に教科書について述べよう。社会の公民的分野の教科書のなかで比較的良好にできているS社のものを例に取り上げ述べたい。第1編第2章「家族生活の課題」において家族問題がかなり詳細に取り上げられ、人権尊重の立場から女性問題、部落問題又物価、住宅、公害、育児、老人、公害病患者、心身障害者等の問題が提示され、次のように述べられている。

「心身障害者が、個人としての尊厳をたもち、それにふさわしい生活をしていくためには、周囲の人たちの理解と温かい思いやりが必要であることはもちろんであるが、国や地方公共団体が、障害の治療や軽減に努力し、障害者をとりまく生活環境を整えるなど、じゅうぶんな施策をすすめることが重要である。」

第2編第1章では、都市や村落の過密や過疎化にともなう社会問題が取り上げられ、「地域社会の発展と住民の福祉」の項では、地域開発による環境破壊とそれに対する住民運動が提示されている。

第3編第5章「経済発展と国民生活の安定」では経済成長によって生じたさまざまな問題が指摘され、特

に公害問題が詳しく述べられている。「わが国の社会保障制度」の項では社会保障制度が紹介され、「わが国の社会保障制度は、社会保険、公的扶助、社会福祉という三本の柱を中心として成り立っている。」として、それぞれ詳しく紹介されている。社会福祉として、児童、母子、身体障害者、老人、精神薄弱者の福祉が取り上げられ、福祉事務所や民生委員が紹介されている。

第4篇第2章「基本的人権の保障」では、基本的人権について詳しく解説されており、そのなかで社会権（生存権）が憲法第25条を挙げて説明されている。

「保健体育」については比較的よいG社のものを例に述べたい。「保健」分野の「公害と健康」の項でさまざまな公害の現状と被害が説明され、公害対策基本法を紹介し、「住民運動が各地で起っている。」と結ばれている。「精神の障害」のところでは精神病と精神薄弱の説明がある。「国民の保健制度」の項では、保健医療のための制度と法律の説明があり、「保健医療に関する社会保障」の項では憲法第25条を挙げ、「国は、この精神をもとに、社会保健、公的扶助および社会福祉の三つの制度で、社会保障の実現をめざしている。」と述べ、医療保険、医療扶助、社会福祉について説明し、社会福祉のところでは「心身障害者、老人、子ども、母子家庭の人びとなどのなかで、生活に困っている人たちを守るためにいろいろな法律があり、社会の力で不幸になるのを防ごうとしている。これが社会福祉である。」と解説し、児童福祉法などの法律と施設を表示して「国と地方自治体および国民が国民保健の充実と向上のために、一体となって社会保障制度を確立し、ゆきとどいた社会福祉を進めることが、現代における文化国家のあり方の一つとなっている。」と結んでいる。

次に「技術・家庭」についてみると、「女子向き」(3)に「保育」の編があり、そのなかの「保育と環境」の節で、必要な家庭環境、社会環境について述べられており、そこで児童憲章や児童福祉法が取り上げられているものもある。K社のものには「すべての子どもが安全・健康に育てられるように、児童福祉法が制定され、この法律にもとづいて、児童遊園や児童館が整備されてきている。その他、じゅうぶんな保育を受けられない子どものためには、保育所・乳児院・養護施設などが設けられている。また、保健所や児童相談所、福祉事務所などでは、いろいろな検査や相談に応じるようになってきている。」と述べられ、さらに「わたしたちは、保育に関係ある社会施設について、関心と理解を深め、実情に応じて、これらの施設を利用するよう

にしよう。」と結ばれている。

最後に全体の印象を述べるならば、総じて中学校の教科書は小学校に比べ、知識の量が飛躍的に増大し、その結果、具体的な記述や事例がほとんどなくなり、抽象的、客観的な叙述や、項目や単語の表面的な羅列が多くなっている。これでは理解不足による「落こぼれ」が出てくるのは当然であろう。どの教科書も類似しているが、小学校と同じく、編者、執筆者によって社会福祉に関する事項の取り上げ方、重点の置き方、説明の仕方に相当の差が見られる。特に「保健・体育」や「技術・家庭」では福祉という言葉すら全く出てこないものもある。やはり執筆者の意識に問題があると言えよう。概して「公民的分野」の教科書は相当量の福祉に関する記述があり、また「保健・体育」「技術・家庭」においても、よい教科書を採用するならば、量質ともかなりの福祉教育が可能であると思われる。やはり小学校と同様、教師の意識と熱意如何によると言うことができよう。

(3)

次に小・中学校の「道徳の時間」における福祉教育について述べたい。人間尊重の精神、おもしろい心、助け合いの心といった福祉の心を教育するのに最も適した時間は「道徳の時間」であろう。かかる期待のもとに、まず学習指導要領から見ると、道徳教育の目標が次のように記されている。「道徳教育は、人間尊重の精神を家庭、学校、その他社会における具体的な生活のなかに生かし、個性豊かな文化の創造と民主的な社会および国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。」

そして教育すべき具体的内容として、福祉教育に関係すると思われるものを拾い上げて見ると、小学校では、「(1)生命を尊び、健康を増進し、安全の保持に努める。(2)だれにも親切にし、弱い人や不幸な人をいたわる。(3)互いに信頼し合い、仲よく助け合う。(4)偏見をもたず、だれに対しても公正公平にふるまう。(5)勤労の尊さを知るとともに、進んで人のためになる仕事をする。(6)家族の人々を敬愛し、よい家庭を作ろうとする。(7)広く世界の人々に対して正しい理解と愛情をもち、人類の幸福に役立つ人間になろうとする。」などがあり、中学校では、小学校とほぼ同じ内容であるが、「(2)公共の福祉を重んじ、社会連帯の自覚をもって理想の社会の実現を目指す。」というように公共の福祉や遵法の精神が前面に出てきて、小学校の「(2)弱い人や

不幸な人をいたわる。」というのに該当するものがなくなっている。これはそれぞれの指導要領作成者の問題意識の差によるものであろうか。表現はともかく、福祉に直接関わる項目が中学校ではなくなっていることは問題であろう。

「道徳の時間」には教科書はなく、授業は学校や担当するクラス担任の裁量にゆだねられている。そこで文部省作成の道徳の授業の具体的な指導案や実践例を集めた小・中学校の「道徳指導資料」（各学年用）と「中学校道徳教育の実践と考察」「中学校道徳の指導資料とその利用」（各学年用）を調べてみた。

小学校向けでは、第4学年用で石井十次とその妻の業績が紹介され、また助け合いの心を育てる指導案が一つ例示されており、第5学年では思いやりやいたわりの心を育てる実践例として、めぐまれない人々や不幸な人々に関する新聞の記事の切り抜きを作らせ、愛の手をどうさしのべるか考えさせる例があり、また「世の中に光を」というテーマで光明皇后の悲田院が取り上げられ、ボランティア活動について説明されている。中学校向けでは第2学年用のなかで「助け合いと励まし」の指導案として「盲人におくる心の光」というテーマで一婦人の点字訳のボランティア活動の紹介があるのみであった。

次に教科書に代るものとして実際に多く使用されている道徳の授業のための副読本について調べてみた。比較的良好と思われる「小学生のどうとく、明るい生活」を例に述べると、四年生用では眼の不自由な人への思いやりの実践例や助け合い貯金箱の例、五年生用では、公害問題や曾田嘉伊智の永楽保隣院、オリンピックのヨットレースで金メダルを捨てて人命を救助した話、六年生用ではシュバイツァーや岩村夫妻の活動、またジェーン・アダムスの社会事業が紹介され、全般に愛、おもいやり、助け合い、奉仕を説くものは多いが、福祉とか社会福祉といった言葉はなく、その説明も見当たらない。慈善事業の感覚である。

中学生向き副読本として比較的良好と思われる「中学校道徳」を見ると、一年生用で石井十次の社会事業、人類の福祉の向上に貢献した人として野口英世の活動が紹介され、三年生用ではシュバイツァーの物語りや内なる差別心の問題が取り上げられている。

小・中いずれの副読本にも福祉に関わる問題はいろいろ取り上げられてはいるが、道徳的善行という視点から述べられており、福祉教育という観点あるいは問題意識は見られないように思われる。ここでも執筆者の福祉観、問題意識が問われると言えよう。

それでは小・中学校において実際どのような授業が行われているのであろうか。筆者は所属する短大で教職科目「道徳教育の研究」という講座を担当しているが、最初の授業において、学生たちが小・中学校時代に受けた道徳の授業について、その方法・内容・感想などについてアンケートを取ってきた。その中に社会福祉に関する授業あるいは話を聞いたことがあるか、その内容はどのようなものであったか、その感想はどうであったかといった項目を加えておいた。昭和50年以来毎年約100名の学生に5年にわたり尋ねてきたのであるが、その結果は残念ながら皆無に等しく、ただ同和教育の話を道徳の時間に聞いたことがあると答えた者が若干名あったのみである。一般的に道徳の時間は文部省指定道徳教育研究校になるか特別に熱心な校長でもないかぎり、有効には活用されておらず、適当に処理されているようである。だいたいにおいて生徒にあまりよい印象を与えておらず、むしろ嫌いな面白くない時間、息抜きの時間だったと否定的な答えをしたものが大半であった。ただ担当する教員の人柄と情熱に引かれ好きだったと答えたものが若干名あった。やはりここでも実際に担当する教員の福祉意識と熱意が問題となると言えよう。また岡山県の道徳教育研究指定校の実施報告を調べてみたが特に福祉について取り上げたものはなかった。さらに「道徳教育の研究」のテキストを手に入る限り調べてみたが、福祉について特に取り上げたものはなかった。

このように「道徳の時間」においても、だいたい福祉教育はほとんど行われてはいない状態であるように思われる。ただ特別教育活動の一つとして施設訪問などボランティア活動をした経験をもつ者が少数ながらあった。やはり「道徳の時間」を活用した福祉教育もさらに道徳教育そのものも、担当する教師の関心と自覚と熱意によると言うことができよう。かくて教員養成のあり方が問題となってくるのである。

(4)

次に高等学校の教科書について述べよう。まず基本となる学習指導要領（昭和45年改訂版）から見ると、福祉教育に最も近い「倫理・社会」には直接福祉に関わる項目はなく、「政治・経済」で基本的人権や国民福祉の向上が取り上げられ、「保健体育」ではその内容の項で精神障害、母子保健、公害、公衆衛生活動と保健医療制度の指導が挙げられ、また「家庭一般」では家族の幸福や保育に関する事項が取り上げられている。

各教科書を見るとやはり同じ指導要領に基づきながらも、執筆者あるいは編者によって取り上げ方や内容に相当の開きが見られる。

まず高校教科目中「福祉の心」を教えるのに最も適していると思われる「倫理・社会」から述べると、社会福祉に関する節を設けているものは一冊あったのみで、他はほとんど直接関係する項目はなく、福祉という言葉すら全く出てこないものが二種類もあった。執筆者である哲学、倫理学、社会学、心理学の各学者の福祉への関心の薄さを表わしていると言えよう。

「政治・経済」では、どの教科書も国民福祉の向上に関する章を設け、公害等社会問題にかなりのページをさき、社会保障制度や社会福祉について詳述し、福祉国家の実現を強調している。また基本的人権なかならず生存権的基本権については、たいていの教科書が憲法第25条を挙げて解説している。しかし中学校教科書よりさらに抽象的表面的となり、住民運動の具体例などはなくなり、住民の権利としての福祉という視点が小・中学校のものよりかなり後退していた。さらに執筆者によって福祉の取り上げ方、記述の質量に相当の差があるのはこれまでのものと同様である。

「保健体育」ではどの教科書も「国民の健康」といった項目で、公害や心身障害や医療問題にふれ、医療保健や医療扶助などの制度について述べている。しかしその取り上げ方、内容にかなりの差があり、全く無関心な教科書も一種類あった。

「家庭一般」では、家族、老人、児童問題などを扱うに最も適した教科であるにもかかわらず、福祉の視点からそういう問題を取り上げたものはなく、ただ一種類のみ「集団保育・児童福祉」の項を設け、児童福祉施設を挙げていた。「保健体育」とともに執筆者の福祉への関心や意識に問題があると言えよう。その他「生物」の教科書で一種類のみ「人類の福祉と生物学」という節を設け、農薬等の公害を取り上げ、生物学研究や科学研究のあり方に問題をなげかけたものがあった。

総じて高校教科書も小・中学校のものと同様、編者執筆者の意識や福祉観によってかなりの差があるものの、よい教科書を採用するならば相当の福祉教育をすることができると思われる。ここでも担当する教員の意識と情熱が問題であると言えよう。

(5)

ここで小・中・高の教科書のなかの福祉に関する記述を調査してきた結果をまとめておきたい。まず、福

祉に関する事項や記述はまだ十分とは言えないまでもかなり改善されてきており、よい教科書を選ぶならば小・中・高を通して相当の福祉教育が可能であると思われる。しかし教科書の編者や執筆者によって、内容の質量、重点の置き方、取り上げ方に相当の差があるので、福祉の概念規定とともに内容、記述の統一が望ましいと言える。教科書を執筆する大学教員や現場教員、あるいは文部省の教科書調査官等の関係者の福祉への関心の程度、福祉意識、福祉観にまだまだ問題があるようである。

また福祉が国民一人一人の権利と義務の自覚のもとに実現されるべきものという視点が弱く、福祉は国家や地方自治体の責任であり仕事であるという、上からの福祉の立場が非常に強くでているように思われる。この点小学校の教科書には福祉は住民自ら要求し活動し実現するものという観点がよく出ており、中・高と進むにつれて記述が抽象的羅列的となり、上からの福祉の観点が強くなっている。福祉教育という観点から見ると小学校の教科書が比較的よくできていると言えよう。

心身障害者への偏見や差別をなくし、おもしろいと助け合いの心を育てる、すなわち福祉の心を育てる教育という観点からみるならば、今の教科書はまだ不十分である。期待された「道徳の時間」は十分に機能せず、「倫理・社会」の教科書は全く期待はずれであった。しかし社会科の教科書のみならず「国語」や「家庭」などの教科書にも間接的ながら福祉の心を教える機会は随所に見られる。要は実際に使用し教授する教師の心構え如何によると言えよう。特に「道徳の時間」や「特別活動」などは教師の指導によっては十分な福祉教育が可能であると言えよう。

結局は福祉教育は人間教育の問題であり、教科書を主として執筆する大学教員の人間観ないし福祉観の問題、また実際に現場で教育にあたる教員自体の人間観ないし福祉観の問題である。どんなに教科書がよくても実際に指導する教員に問題意識と情熱がなければ無意味である。なによりも教員自体の福祉観が問われると言えよう。

(6)

それでは教育の受け手としての児童生徒は、どのような受けとめ方をし、どの程度理解しているであろうか。学校における福祉教育の実態をおおよそ知るため筆者の勤務する短大の新入生を対象に簡単なアンケート調査を試みた。(岡山県立短大及び順正短大の昭

和54年度入学生のうち288名が対象)

まず「福祉又は社会福祉という言葉聞いて何を思い浮かべるか」と問うて見ると、最も多いのが老人に関する事柄(30.5%)次が奉仕の活動(18.5%)第三位が身体障害者に関する事柄(15.4%)であった。老人問題がマスコミをにぎわした頃であったので、その反映ではないかと思われる。

「小・中・高校時代に福祉に関係ある事柄について聞いたり学んだりしたことがあるか」という問に対しては、「はい」と答えたもの66%、「いいえ」と答えたもの33%であった。小・中・高校の社会科教科書にはかなりの福祉に関する事項が繰り返し出てくるにもかかわらず、たとえ忘れたにしても33%もの「いいえ」という解答があるのは意外であった。続いて「はい」と答えた学生のうち、先生の話しによるもの53%、教科書によるもの32%、であった。これによれば先生の話の方が教科書よりも生徒に強い印象を与えることがわかる。教科書の知識も教師を媒介としてはじめてより生徒の血肉化するのである。それでは「福祉の知識をどの教科書から、又どの教科担当の先生から得たか」という問に対する答は、社会、公民、政経が、そして当然社会・公民・政経及び家庭科の先生が多かった。これまでの点から見て当然の結果であろう。

「小・中・高校時代の教科書に福祉に関する事柄は十分に載っていたと思うか」という問に対しては、全般的に「少なかった」という印象をもっていた。又「学校時代に福祉教育を十分行うことについてどう思うか」という問に対しては、70%の者が「必要である」と答え、その理由として、「社会生活上必要であるから」としたものが40%、「豊かな心や思いやりの心を育てるため、又人間形成のため必要」としたものが20%あった。「わからない」と答えた者が30%近くもあったが、大半の学生は学校での福祉教育の必要性を認めており、ここからも福祉教育の重要性が伺われる。

さらに「学校時代奉仕的な活動をしたことがあるか」という問に対しては、募金活動をしたことのある者40%、公共の場の清掃が30%、施設訪問が24%あった。「その動機」として「先生にすすめられて」と答えた者が31%と最も多く、「クラブ又は学校行事として」と答えたものが20%、そして「友人にすすめられて」と答えた者13%と続く。学校時代奉仕の活動を全くしたことの無い者は10%であったが、その理由としては「機会がなかった」と答えた者が最も多かった。やはり教員の姿勢や教育が大きな影響を与えていることがわかる。

これら簡単なアンケートの結果を見ても、「教育は人なり」と言われるように結局は福祉教育も教員の問題であるということがいっそう明白となったわけである。たとえ「道徳の時間」のように「福祉の時間」を特設したとしても、その人を得ず、教員に正しい福祉意識ないし福祉観がなく、また福祉教育への情熱と努力を欠くならば、「道徳の時間」同様形骸化し、無意味なものとなるばかりでなく、逆効果すら及ぼしかねないであろう。

(7)

そこで考えられることが2つある。一つは学校教育がすべてただひたすらに受験のために行われている現代、入試に福祉関係の問題が出題されるならば、教員も生徒も熱心に教え学ぶのではないか、ということであり、他の一つは教員養成のあり方を再検討し、福祉に関する基本的科目や実習をカリキュラムに組み込み、教職を希望する学生全員に履習を義務づけることである。

まず入試問題として福祉に関わる事項がどの程度出題されているか、市販の問題集をできるだけ集めて検討してみた。紙数の関係上ここでは大学入試についてだけ記すことにする。福祉に関する事柄が出題されているのは「政治・経済」のみで「倫理・社会」にはなかったため、「政治・経済」を中心に述べたい。

共通一次試験では54年度に基本的人権に関するものと労働基本権に関するものが各1題出題されており、55年度には基本的人権に関するものと公害に関するものが各1題出題されている。ちなみに「政治・経済」を選択したものは18万人弱であった。

次に国公立二次試験と私立大学の出題状況を見ると、基本的人権とりわけ憲法25条に表わされている生存権的基本権に関する出題が、東大、阪大、立命館大等にあり、また社会保障制度に関するものも、東大、阪大、早稲田等とかなりあり、公害に関する問題も立命館大など数校に出題されていた。このように全体としてはまだまだ少数ではあるが福祉関係の問題は出題されており、予想問題集によれば今後社会保障関係問題は増大する傾向にあると指摘されている。

「政治・経済」の論述問題を見てみると、「国民の生活を配慮するよう要求しうる権利として、わが国の憲法で保障されているものを2つあげ、それらの権利の内容を述べよ。」(立命館大学)「公的扶助と社会保障の相違を50字以内で説明せよ。」(大阪大学)「日本の社会保障制度の問題点について述べよ。」(立命館大

学)等出題されており、相応の勉強が必要とされている。

このように「政治・経済」では福祉に関する事柄はいろいろと出題されているが、なにしろ社会学部あるいは社会福祉学科系以外では選択科目であり、また「政治・経済」を入試に課す大学も、国立大91大学中二次で課すもの20学部(専攻)、教員養成系49大学中13大学(学部)、公立大皆無、私立大318大学中100学部又は学科(54年度)と少数であり、どれだけ教育的に有効であるか疑問である。

さらに福祉への理解と関心を高めるには、小論文のテーマとして出題することがより有効であると思われるので、小論文のテーマを調べてみた。教員養成系大学学部49のうち54年度は18学部又は専攻が小論文を課しているが、その中で福祉に直接関係あるものは、三つあり、その一つを例としてあげると次のとおりである。「『すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員として責任を自主的に果たすよう、みちびかれる。』上記は児童憲章の中の一文である。この中にこめられた教育理念について、現在の日本社会にある諸問題を念頭において、小論文にまとめなさい。」(600字程度)(群馬大・教育学部家政専攻)

教員養成系以外では、男女の性差別に関するもの(広島女子大)安楽死について(金沢大・医学部)「高校生の自殺の原因について論じ、その対策について述べなさい。」(筑波大第二群)があり、又「小論文予想問題集」によれば、「老人と現代社会」(関東学院大)「現代の社会問題を一つ論ぜよ。」(上智大文)などの例があり、福祉型の予想問題がいくつか挙げられ、答案作成着眼点として次のように指摘されている。「気の毒だ、救ってあげようという安易な同情論はいけない。現代社会のどのような矛盾が、社会的弱者と呼ばれる人を生んだのか指摘し、人間の生きる権利を考える。」

入試における福祉関係事項の出題状況は以上の如く少ないながらも出題されているのである。ところで入試のための特別の勉強は決して本物の学力を育てず、むしろ真の思考力や教養を身に付けることを妨げるようである。このことは激烈な受験競争を勝ち抜いてきた学生たちの、著しい学力の低下と教養のなさを、大学教員たちがことあるごとに嘆いているのを見ても明らかである。したがってたとえ福祉関係問題を必修として課したとしても、どれだけ真の福祉教育に役立つか疑問である。受験用英語教育が英語アレルギーを育てているように、福祉アレルギーや福祉嫌いを育てかねないと言えよう。福祉教育は受験教育になじまず、

受験競争が福祉教育を疎外する元凶であることは変わらないであろう。

(8)

そこでやはり福祉教育を推進充実するには、福祉に関する正しい知識と心構え、自覚と熱意をもった教員を養成することが先決問題だと思われる。教員及び学校関係者の無知無理解がマスコミなどでよく指摘される今日、教員養成の現状はどうなっているか調べてみることにした。

まず教員免許授与の基準となる「教育職員免許法」「同施行令」及び「同施行規則」(昭和55年度改正)を見ると「教職に関する専門科目」の中には福祉に関する科目は予想どおり含まれていない。さらに福祉に関係の深い「社会」「保健体育」「保健」「家庭」の「教科に関する専門科目」の中にも福祉に関する科目は皆無である。さらに、盲学校教諭、聾学校教諭、養護学校教諭の各免許状を授与するために指定されている「特殊教育に関する専門科目」の中にも社会福祉学又は社会福祉学概論のような福祉に関する基礎科目は含まれていない。特殊教育に関する免許状は小・中・高校の免許状に加うるに「盲教育」「盲心理」「言語指導の理論及び実際」「異常の病理」といった「特殊教育に関する専門科目」20単位(2級は10単位)を取得すればよいことになっている。欧米では特殊教育免許状は普通免許状取得後にさらに1~2年の専門的学習が必要とされているようであるが、我が国の場合少し安易に考えられているようである。これでは特殊教育に関する免許が単に就職対策のために取得されたりする場合が出て来るのもやむをえないであろう。

次にこれら資格基準によって作成された教員養成大学又は学部のカリキュラムを調べて見た。(広島大学の大学教育研究センターに集められた全国の大学の52~54年度の学生便覧による。)

まず「教職に関する専門科目」として福祉に関する科目を開講しているのは、宮城教育大学「特殊教育概説」「児童福祉概説」「特殊教育の歴史」「特殊教育の制度及び行政」(各選択2単位)、広島大学学校教育学部「障害児教育」(選択2単位)、京都教育大学に「障害児教育」「同和教育の研究」(選択2単位)、そして愛媛大学教育学部「少年非行問題」「同和教育」(選択2及び1単位)である。このように49教育系大学又は学部でわずかこれだけで、どこにも社会福祉学概論ないし原論を開講しているところはない。

次に養護学校教諭ないし盲・聾学校教諭養成課程において社会福祉学概論を開講している大学・学部をみると、金沢大学教育学部、大阪教育大学、東北大学教育学部、弘前大学、福岡教育大学（東北大を除いていずれも選択2単位）の5大学あり、児童福祉学又は障害児福祉論を開講しているのは静岡大学教育学部、京都教育大学、広島大学学校教育学部、高知大学、島根大学、琉球大学の各教育学部（いずれも選択2単位）の6大学で、それに愛知教育大学に「社会福祉教育制度」（選択1単位）があるくらいである。他は福祉の基礎理論を学ばずしていきなり特殊教育の専門科目を履習することになるわけである。なお一般教育関係で社会福祉学を開講している大学はないかついでに調べてみたがなかった。

教員養成のための法的基準やカリキュラムがこのような状態である以上、福祉に無知無理解な教員がいても不思議ではなく、非行、自殺、登校拒否などさまざまな福祉の諸問題に敏速かつ適切な処置ができないことが多いのも当然のことであろう。学校における福祉教育を疎外する最大の原因は教員養成のあり方にあると言えよう。福祉教育はまず教員を志望する大学生から始めねばならない状態である。否、むしろ教員免許資格基準を作成したり教員養成カリキュラムを作成する文部省の関係者や大学教員にこそ福祉教育を施す必要があるのではなからうか。

人間がお互いに助け合ってより人間らしく幸福に生きるための福祉教育こそ教育の原点であるとするならば、教員を志望する者全員に適切にして十分な福祉教育を施し、福祉への理解と自覚と情熱を持たせるべきであろう。学校にはさまざまな障害や問題をもった子供たちが入学してくるし、又校内でも多数の福祉の問題が発生するわけであり、さらに多様な社会的諸矛盾に満ちた現実の中でいかに生きるか考える機会を与えることも教育の大切な使命であり、というよりむしろ教育そのものが最大の福祉事業とも言えるのであるから、教員志願者への福祉教育は最も重要な課題であろう。「教職に関する専門科目」の中に、社会福祉、児童福祉、障害者福祉などの福祉の基礎理論、さらにケースワーク、グループワークなどの実践的科目を必修として入れ、十分に修得させておくとともに、教育実習の中に福祉実習を取り入れ体験させておくことが必要ではなからうか。又養護学校等特殊教育に携わる教員の養成は現状ではあまりにも安易すぎるように思われる。抜本的な改正が必要であろう。

(9)

最後にこれまでの研究の過程で感じたこと、考えたことを記して結びとしたい。既に述べたように教科書も改善されつつあり、また福祉教育研究指定校やボランティア活動指定校制度が設けられたり、社会福祉学会でも福祉教育部会ができ、各地での福祉教育の実践が報告されるようになり、福祉教育は徐々に前進しつつあるように思われる。このたび「ゆとりある教育」をモットーに学習指導要領が改訂され、新しい教科書が作成使用されることになった。その中で福祉教育がどのように取りあげられていくか、ゆとりの時間が福祉教育にどう生かされていくか、見守っていくことが必要であろう。

しかしなんといっても教育の問題は「人」の問題である。まず福祉教育に関しては教員養成のあり方を根本的に検討改善することが重要かつ緊急の課題である。現状から言えば教員養成に関わる文部省関係者及び大学教員にこそまず福祉教育が必要な状態である。国立大学に社会福祉学部が一つもなく、社会福祉に関する教科目がほとんど眼にふれられない状況から変えて行くことが先決問題であろう。これを果す力をもっているのは世論である。そのためにはまず福祉に関わる者が世論を形成するに足る力を身につけ、発言し、働きかけ、たゆまぬ努力を続ける以外に道はない。

現在のところ福祉教育はマスコミの力によるところが大きいように思われる。マスコミによって取り上げられる児童問題、老人問題、障害者問題、さらに各種の市民運動やボランティア活動などの報道や国際児童年や国際障害者年などの特集、又障害者などの手記や著書の紹介などは大きな教育的効果をもち、世論の形成にも多大の貢献をしているように思われる。しかしマスコミはともすれば刺激的扇動的になりやすく又一過性でもある。同じ報道でも取り上げ方によっては逆効果になることも多い。福祉への正しい理解に基づく正確で良識的な節度ある報道でなければならない。マスコミを志す者への正しい福祉教育も又必要であろう。この点からも小・中・高校とともに大学での福祉教育が重要である。少なくとも大学での一般教育の科目に社会福祉の基礎理論を加えることが望ましいであろう。

現代教育界は過酷な受験競争、登校拒否、自殺、ノイローゼ、弱い者いじめ、校内暴力、殺人と荒廃の極に達しているように見える。一人一人の生命と人間性を尊重し、お互いに思いやり助け合って、人間らしい幸せな人生を全うできる社会を築かんとする福祉の心

を育てる教育こそ教育の原点であり、教育を荒廃から救い出す道ではなかろうか。マスコミなどで報道されるいわゆる健常児と障害児の混合保育ないし統合教育の実践記録や手記によれば、それは障害児の発達に非常に有益であるばかりでなく、健常児の心の成長にもよい影響を及ぼし、さらに担当する教員のみならず父母にも福祉への関心を高め、福祉の心を育てるという大きな教育的効果を上げているようである。この点から見ても障害児を一律に養護学校や施設に収容するような考え方や政策は非教育的というより反教育的と言えよう。福祉教育は多面的かつ重層的に考えられ取り

組まれるべきであろう。現在社会教育分野での福祉教育は社会福祉系大学や県市の社会福祉協議会などで行われる公開講座や講演会等の行事が大きな役割を果しているように思われる。

人間疎外、心の荒廃が叫ばれるようになって久しく、生命軽視、人間性無視の風潮はますます漫している今日、そうでなくとも弱い立場の人々には冷酷であるといわれる日本においては、福祉教育は焦眉の急であると言えよう。社会福祉学者をはじめとして社会福祉に関わる人々のいっそうの活躍が期待されるところである。

註

村上尚三郎 「義務教育課程における福祉教育」『仏教大学研究紀要』第55号 昭和46年

小林 真鏡 「学校と福祉教育活動」『月刊福祉』第54巻第2号 全国社会福祉協議会 昭和46年

一番ヶ瀬康子 「教科書にあらわれた社会福祉」『月刊福祉』第55巻第1号 昭和47年

村上尚三郎 「福祉教育についての提言」『社会学部論叢』（仏教大学）第6号 昭和47年

なお福祉教育関係文献は、阪野 貢『神奈川県社会福祉研究普及校制度の30年』（宝仙学園短期大学 昭和54年）に詳しいリストが載せられている。又、一番ヶ瀬康子、阿部志郎『福祉教育を考えよう』朝日新聞厚生文化事業団刊（昭和53年）は講演ではあるが示唆に富んでいる。また伊藤隆二他編『福祉の思想・入門講座③福祉の教育』柏樹社（昭和51年）も参考になる。

本稿は、日本社会福祉学会中・四国部会第9回例会（その1、その2）広島女子大学（昭和52年）、日本社会福祉学会第25回（その3、その4）大正大学（昭和52年）、日本社会福祉学会中・四国部会第11回例会（その5、その6）高知女子大学（昭和54年）、同第12回例会（その7）四国学院大学（昭和55年）において発表した原稿を要約改稿したものである。

昭和56年3月28日受理